

「国家戦略特区」に関する提案について

【提案主体】：大分県

1. 提案名

海外誘客のための旅客専用港湾における「検疫港」の臨時指定

2. 提案のニーズや背景

国際クルーズ船が寄港している「別府港」は、検疫港に指定されていない。中国からの船がファーストポートで着岸する場合、「別府港」で検疫検査ができない。近隣の「大分港」の検疫区域で検疫検査したのち、「別府港」に入港することとなるため、誘致活動に支障が生じている。

3. 具体的なプロジェクトの内容

国際クルーズ船に限り、検疫港でない「別府港」を近隣の「大分港（検疫港）」の飛び地と見なし、臨時的に「検疫区域」と指定して、「検疫港」と同様の検査体制を実施する。ただし、検疫港と同様の環境を整える必要がある。

4. 実施主体

厚生労働省

5. 必要な規制改革等

検疫法第4条において、外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶の長は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならないこととされている。また、検疫法第8条において、検疫を受けようとするときは船舶を検疫区域に入れなければならないとされている。

国際クルーズ船に限り、検疫港でない「別府港」を近隣の「大分港（検疫港）」の飛び地と見なし、臨時的に「検疫区域」と指定して、「検疫港」と同様の検査体制を実施する。

6. 日本経済再生に向けた効果

「別府港」にファーストポートでの寄港ができるようになれば、国際クルーズ船の寄港回数が増加することに伴い、訪日観光客による経済効果が期待できる。